

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（565））

2. 日時：平成29年12月26日 10時00分～13時10分

3. 場所：原子力規制庁 13階E会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

森技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第40条耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超えて敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び12月11日提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 基準津波を超えて敷地に遡上する津波のうち、防潮堤を越えるものにより漂流物が流入する箇所について、解析の結果を踏まえ考え方を整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波に対する津波防護施設、浸水防止設備等の耐津波設計方針について、津波防護対象設備の設計方針において行った整理を踏まえ、設計の前提が整合するように再度整理して提示すること。
- 漂流物の衝突評価を行う水密扉等について、衝突荷重として考慮する対象とその妥当性について整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波の防潮堤内における津波荷重として静水圧との説明だが、流速を保ち遡上する以上、波力を伴うものであり、状況を適切に整理して考慮すべき荷重につき説明すること。
- 荷重の組み合わせにおいて、考慮する余震の種類について整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし